

2017年度事業計画

理事長 中島康文

序

「行いが伴わないなら、信仰はそれだけでは死んだものです」(ヤコブの手紙2章17節)。法人の礎を築いてくださったA・パウラス先生の愛称聖句です。同時にこれが、千葉ベタニヤホームの「設立の精神」でもあります。第二次大戦をはさんでパウラス先生は精力的に働いてくださいました。その志を受けて多くの方々が支援してくださり、今日に至っています。

ところで時代によって個の働きを取り巻く環境は異なりますので、「設立の精神」に沿う事業の展開方法は当然異なってまいります。当初はパウラス先生個人の篤い思いで実現できた時代から、法人という「団体」が前面に出るようになってきました。それでも慈善事業的性格が全て払拭されることはありませんでした。1964年に福祉六法が整備され、公的支援も徐々に整えられるようになり、私たちの法人も「個人・教会の慈善事業」から「法人による公的事业」へと変革していったように思います。その時の象徴が、数年かけて行われた全施設の改築事業であり、その後の半世紀を支えてきました。

2000年になり、施設の老朽化に対応する動きが始まりました。2001年には船橋市と市川市から母子支援施設の運営を受託し、6施設として法人を運営しつつ、老朽化対策を講じてきました。ただし、旭ヶ丘母子ホームの一部を除いて土地の殆どが借地であったため、自己資金がない法人にとって対応に苦慮することとなりました。理事会・評議員会においても土地問題が再三協議されてきましたが、万策尽きたところに神のご加護としか思えないような道が開かれ、旭ヶ丘母子ホーム・旭ヶ丘保育園・国府台保育園・国府台母子ホーム・青い鳥ホームと、この10年間で全てが整えられたことは誠に喜ばしいことでもあります。

新年度は新しい社会福祉法による運営が求められています。理事会・評議員会の役割が変化します。残余財産(繰越金等)に対する充実計画を立てる必要があります。法人の財務を含めた状況についての透明性が更に求められるようになります。地域へのサービスが広く求められています。法人としてこれまでも誠実にやってきたことですが、良き示唆であると受け止め、積極的に取り組んでいくことが必要です。その上で今年度、課題とすべき事柄を取り上げます。

I 「組織ガバナンス」

法人の基盤は想像以上に脆弱です。法人独自の資金源もありませんし、法人専属の職員もおりません。個人の熱意とボランティア精神で支えられてきたというのが実態です。個人の熱意がなければ成り立たない組織は、いずれ行き詰まってしまいます。制度改革を機にこれを改め、法人運営のために真剣な取り組みが求められます。

①法人専属の事務員配置。現状は国府台保育園職員が担ってくれています。これを正常としてきたのがこれまでの法人です。このことを改め、専属の職員をパートでも良いので配置すべきです。ただし、マイナンバーなど責任ある職務に関しては事務局長を配置し、理事ま

たは管理職が事務局長を兼任して担うことが必要でしょう。職務分担を明確にした上で、専属の職員配置の必要があります。

②専属職員配置のためには、資金が必要となります。そのために、各施設が必要とする法人事務を有料化すべきです。法人に資金がないのに事務負担をしなければなりません。これまでは国府台保育園が一手に引き受けてきましたが、今後は手続きの全てを有料化することで法人に資金を繰り入れ、専属職員の手当とすべきです。そのための根拠となる規程を整備し実施しなければなりません。

③評議員会・理事会の役割が明確になりましたが、懸念すべきことがあります。評議員会が年に1回開催となったことにより、理事会の決議をもって運営等が独走する危険があるということです。評議員会が最重権限をもつようになったのですから、法人の様々な決定事項や運営内容・経営状況に関して、常に知らせる状況をつくることによってその懸念を払拭することが可能となります。幸い法人にはデスクネットというクラウドを利用したシステムが整備されています。職員への諸伝達も可能になるシステムですから、理解を深めて有効利用していかねばなりません。新しい理事会後には、先ずデスクネットの利用による情報共有と通知の徹底を実現することで、今後の評議員へのご理解を頂けることでしょう。

II「充実計画」

残余財産が有る無しに関わらず、法人の将来のための計画を立てる必要があります。そのためには、施設長・副施設長・主任にとどまらず職員を巻き込んで考えていく必要があります。実効性のある充実計画を立てる組織作りが必要です。早急に理事会を中心に協議を開始しなければなりません。

III「人材育成」

長年に亘る課題です。将来を担うべき人材を育てるためには、現施設長たちが自覚して取り組むべき必要があります。候補者を人選し、本人の自覚を促し、教育するシステムを構築すべき時に来ています。

IV「後援会」

法人の運営のために、後援会活動は必須のことです。法人事務が担っているような状態では広がりも限りがあります。法人の運営には直接関わらない人を見出し、中心になって活動していただけるような組織にすべきです。様々なネットワークを活用しながら、広範囲に協力者をいただけることが必要と思います。そのためにも、理事・評議員、何よりも各施設長が積極的に広報活動に参加して、賛同者を増やす努力をすべきでしょう。

V「その他」

課題はたくさんあります。優先順位をつけて取り組むことが大切だと自覚しています。

最後になりますが、五施設が力を合わせて最善の努力ができるよう関係諸氏の一層のご協力を願います。本年の働きに、神よりのご加護をお祈りくださいますようお願い致します。